



山形県公報

平成23年4月1日(金)

号 外 (8)

目 次

規 則

- 山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則…………… (空港港湾課) … 1
- 山形県財務規則の一部を改正する規則…………… (会 計 局) … 2
- 山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (同) … 7

訓 令

- 山形県公印規程の一部を改正する訓令…………… (学事文書課) …同
- 山形県文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (同) … 8

合 同 訓 令

- 山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………10

告 示

- 平成13年5月県告示第362号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正…………… (学事文書課) …11

規 則

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第25号

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則(昭和51年5月県規則第36号)の一部を次のように改正する。
第2条中「山形県庄内総合支庁長」を「山形県港湾事務所長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。
別表家畜保健衛生所長の項の次に次のように加える。

港湾事務所長	<p>1 山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則に基づく次の事項</p> <p>(1) 第2条第1項の規定による次の事項</p> <p>イ 山形県港湾施設管理条例（以下この項において「条例」という。）第5条、第7条第1項本文及び第8条第2項の規定による港湾施設の通常使用、通常使用の変更及び通常使用期間の延長の承認に関すること（条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設に係るものを除く。）</p> <p>ロ 条例第10条第1項、第11条第1項本文及び第12条ただし書の規定による港湾施設の目的外使用、目的外使用の変更及び転貸等の許可に関すること</p> <p>ハ 条例第13条本文、第14条第1項本文及び第15条において準用する条例第12条ただし書の規定による港湾施設の占用、占用の変更及び転貸等の許可に関すること（国土交通大臣の承認に係るものを除く。）</p> <p>ニ 条例第16条から第19条までの規定による使用料の徴収、後納の承認、減免及び還付並びに入港料の徴収に関すること</p> <p>ホ 条例第16条第3項及び山形県港湾区域内占用料等徴収条例（以下この項において「徴収条例」という。）第5条ただし書の規定による占用の許可をした日の属する年度の翌年度以降の占用料を徴収する日の指定に関すること</p> <p>ヘ 条例第21条第1項の規定による行為の許可に関すること</p> <p>ト 条例第22条の規定による監督処分に関すること</p> <p>チ 条例第23条第1項の規定による報告の徴収及び立入り検査に関すること</p> <p>リ 条例第7条第1項ただし書、第11条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書の規定による軽微な変更の届出の受理並びに条例第24条の規定による入出港届等の受理に関すること（条例第7条第1項ただし書の規定による軽微な変更の届出の受理にあつては、条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設に係るものを除く。）</p> <p>ヌ 条例第25条第1項の規定により承認（条例第26条の規定により指定管理者が管理を行う指定港湾施設に係るものを除く。）又は許可（国土交通大臣の承認に係るものを除く。）に条件を付すること</p> <p>ル 港湾法第37条第1項の規定による港湾区域内の工事等の許可に関すること</p> <p>ヲ 徴収条例第2条及び第4条の規定による占用料又は土砂採取料の徴収及び減免に関すること</p>
--------	---

別表庄内総合支庁長の項を削る。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第26号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「戦略調整監所属並びに総務部総合政策局の政策企画課、地域・交通政策課」を「企画振興部の企画調整課、交通政策課」に、「政策企画課長」を「企画調整課長」に、「農業経営課」を「県産米ブランド推進課」に、「エコ農業推進課」を「環境農業推進課」に改める。

第6条第1項中「戦略調整監所属並びに総務部総合政策局の政策企画課、地域・交通政策課」を「企画振興部の企画調整課、交通政策課」に、「政策企画課の」を「企画調整課の」に、「農業経営課」を「県産米ブランド推進課」に、「エコ農業推進課」を「環境農業推進課」に改める。

第192条第4項中「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改める。

別表第1第1項出納員として指定する職の欄中「室長」を「審査出納主幹」に、「課長補佐」を「課長補佐（指導検査・システムを担当するものを除く。）」に、「室長補佐（審査出納を担当するものに限る。）」を「調達専門員」

に、「審査主査」を「^{審査主査}出納主査」に改め、同表第2項組織の区分の欄中「戦略調整監所属並びに総務部総合政策局の政策企画課、地域・交通政策課」を「企画振興部の企画調整課、交通政策課」に、「あつては政策企画課」を「あつては企画調整課」に、「農業経営課」を「県産米ブランド推進課」に、「エコ農業推進課」を「環境農業推進課」に、「建設企画課、用地課、砂防・災害対策課及び空港港湾課を除く」を「管理課、道路課、河川課に限る」に改め、同項出納員として指定する職の欄中「総務部総務厚生課審査主査（旅費を担当するものに限る。）」を「総務部総務厚生課審査専門員」に、「労働委員会事務局」を「生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課にあつては調整主査、労働委員会事務局」に、「調査官（指導・監査担当）」を「上席の調査官（指導・監査担当）」に、「調査官（総括担当）」を「調査官（情報公開担当）」に、「義務教育課にあつては主査（経理担当）、教育庁高校教育課にあつては経理主査」を「高校教育課にあつては経理主査、教育庁義務教育課にあつては主査」に改め、同項代決する出納員として指定する職の欄中「上席の主事」を「主査」に、「旅費担当の主査」を「審査主査（旅費を担当するものに限る。）」に、「総務主査」を「総務主査、生活環境部生活文化課にあつては調整主査、生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課にあつては主事（調整担当）」に、「課長補佐（指導・監査担当）」を「次席の調査官（指導・監査担当）」に、「上席の調度係長」を「調度係長」に、「次長」を「情報公開主任」に、「主任（指導取締係）」を「指導取締主任」に、「教育庁義務教育課にあつては主事、教育庁高校教育課にあつては主事（経理担当）」を「教育庁の義務教育課及び高校教育課にあつては主事」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第5号中「及び旅費」を「旅費並びに負担金、補助金及び交付金」に、「総務事務の集中処理に係る」を「総務厚生課で支出命令を所管する」に、「総務部総務厚生課審査主査（旅費を担当するものに限る。）」を「総務部総務厚生課審査専門員」に改め、同欄第7号中「総務部総合政策局政策企画課」を「企画振興部企画調整課」に改め、同表第3項代決する出納員として指定する職の欄中「及び庄内総合支庁総務企画部総務課」を削り、「置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課に限る。）」を「庄内総合支庁総務企画部総務課に限る。）」（庄内総合支庁総務企画部総務課にあつては、上席の審査出納主査）」に、「主査（審査出納担当）（村山総合支庁総務企画部西村山総務課に限る。）」を

「主査（審査出納担当）（村山総合支庁総務企画部西村山総務課に限る。）」に改め、同項出納員に委任する事項の主事（審査出納担当）（置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課に限る。）」

欄第2号中「庄内総合支庁産業経済部家畜保健衛生課」を「庄内総合支庁産業経済部家畜保健衛生課」に、「水産試験場」を「水産試験場」に、「酒田ろう学校」を「酒田特別支援学校」に改め、同表第4項代決する出納員として指定する職の欄中「及び北村山建設総務課にあつては経理専門員、」を「にあつては経理専門員、北村山建設総務課及び」に改め、同表第6項中

置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課	課長補佐 (総務を担当するものに限る。)	総務主査	を
置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課	課長補佐 (総務を担当するものに限る。)	副主任	庄内総合支庁産業経済部酒田農業技術普及課 課長補佐 (総務を担当するものに限る。)
置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課	課長補佐 (総務を担当するものに限る。)	副主任	庄内総合支庁産業経済部水産課 課長補佐 (総務を担当するものに限る。)

				庄内総合支庁産業經濟部家畜保健衛生課 庄内総合支庁建設部港湾事務所	総務主査 副所長	技術主幹 総務主査	
庄内総合支庁産業經濟部酒田農業技術普及課	課長補佐 （総務を担当するものに限る。）	主査					
庄内総合支庁産業經濟部水産課	課長補佐 （総務を担当するものに限る。）	総務主査	に、	消防学校 消費生活センター	総務課長 庶務係長	主査 上席の主査（庶務係）	を
庄内総合支庁産業經濟部家畜保健衛生課	総務主査	技術主幹					
消防学校 消費生活センター	総務課長 庶務係長	総務主査 主事（庶務係）	に、	庄内職業能力開発センター	庶務係長	主事	を
庄内職業能力開発センター 各食肉衛生検査所	庶務係長 庶務係長	主査 次長	に、	各食肉衛生検査所 産業技術短期大学校	庶務係長 総務企画課長	次長 総務専門員	を
産業技術短期大学校	総務課長	総務専門員	に、	高度技術研究開発センター 農業大学校 農業総合研究センター	総務調整課長 総務専門員 総務課長	庶務係長 庶務係長 総務主査	を
高度技術研究開発センター 農業大学校 農業総合研究センター	総務調整課長 総務専門員 総務課長	総務専門員 総務主査 総務専門員	に、	病害虫防除所	総務専門員	総務主査	を

「病害虫防除所」	総務専門員	主査	に、	「内水面水産試験場」	庶務係長	を	「内水面水産試験場」	総務主査	に、	
「山形空港事務所」	総務課長	総務主査	を	「山形空港事務所 港湾事務所」	総務課長 副所長	総務主査 総務主査	に、			
「最上教育事務所 置賜教育事務所 庄内教育事務所 図書館」	総務係長 総務係長 総務係長 総務係長	上席の主事（総務係） 主査 副主任 副主任	を	「最上教育事務所 置賜教育事務所 庄内教育事務所 図書館」	総務係長 総務係長 総務行政係長 総務係長	上席の主事 主査（総務係） 副主任 副主任（総務係）	に、			
「山形東高等学校」	事務部次長	主査	を	「山形東高等学校」	事務部次長	総務主査	に、			
「山形中央高等学校」	事務部次長	主査	を	「山形中央高等学校」	主査	主事	に、			
「村山農業高等学校」	事務次長	主査	を	「村山農業高等学校」	事務次長	上席の主査	に、			
「東根工業高等学校」	事務次長	主査	を	「東根工業高等学校」	事務次長	主任主査	に、			
「金山高等学校」	主事		を	「金山高等学校」	主査	に、	「置賜農業高等学校」	事務次長	上席の主事	を
「置賜農業高等学校」	事務次長	主査	に、	「鶴岡工業高等学校 鶴岡中央高等学校 加茂水産高等学校」	事務部次長 事務部次長 主査	上席の主査 総務主査 主事	を			
「鶴岡工業高等学校 鶴岡中央高等学校 加茂水産高等学校」	事務部次長 上席の主査 上席の主査	主査 次席の主査 次席の主査	に、	「庄内総合高等学校」	上席の主事	次席の主事	を			
「庄内総合高等学校」	主査	主事	に、	「酒田西高等学校 酒田商業高等学校」	上席の主事 事務部次長	次席の主事 主査	を			

「酒田西高等学校 酒田商業高等学校」	主査 事務部次長	主事 総務主査	に、	「山形ろう学校 酒田ろう学校」	事務部次長 主事	主事 事務長	を
「山形ろう学校 酒田特別支援学校」	事務部次長 事務次長	上席の主事 主査	に、	「米沢養護学校」	上席の主査	次席の主査	を
「米沢養護学校」	事務次長	主査	に、	「鶴岡養護学校」	主査	上席の主事	を
「鶴岡養護学校」	上席の主事	次席の主事	に、	「村山特別支援学校 上山高等養護学校」	総務主査 主事	主査 事務長	を
「村山特別支援学校 上山高等養護学校」	総務主査 (楯岡校にあつては、主査) 主査	主査(楯岡校にあつては、主事) 事務長	に、	「上山警察署」	会計課長	専門員(会計課)	を
「上山警察署」	会計課長	上席の会計係長	に、	「尾花沢警察署」	次長	専門員(会計担当)	を
「尾花沢警察署」	専門員(会計担当)	主事(会計係)	に、	「庄内警察署 酒田警察署」	次長 会計課長	専門員(会計担当) 専門員(会計課)	を
「庄内警察署 酒田警察署」	専門員(会計担当) 会計課長	会計係長 上席の専門員(会計課)	に、	「長井警察署」	会計課長	会計係長	を
「長井警察署」	会計課長	専門員(会計課)	に改め、同表第7項中	「総務広報課 長」	総務主査		を

「総務調整課長 調整主査（総務を担当するものに限る。）」に、「次長 専門員（会計担当）」を「専門員（会計担当） 主事（会計係）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に第192条第1項の規定によりした債権についての履行延期の特約等に付する延納利息については、なお従前の例による。

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第27号

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「(戦略調整監所属にあつては、戦略調整監)」を削る。

別表第1第2項第2号中「第228号の11」を「第228号の12」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第7号

庁 中
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「(戦略調整監所属にあつては、戦略調整監)」を削る。

別表1(2)職印の項16の項及び33の3の項中 「庄内総合支庁建設部港湾事務 所長」 を

「 港湾事務所長 」 に改め、同表(2)職印の項中

山形県戦略調整監印	方24	〃	総務部総合政策局政策企画課長
山形県危機管理監印	方24	〃	生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課長

を

削除			
山形県危機管理監印	方24	公文書用	生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課長

に改め、同表(2)職印の項

47の3の項、49の項及び55の2の項中「港湾事務所長、」を削る。

別表2(2)職印の項中

41
山 形 県
戦 略 調
整 監 印

を削除に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第8号

庁 中
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程（昭和43年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「(戦略調整監所属を含む。以下同じ。)」を削り、同条第2項中「(戦略調整監所属にあつては、戦略調整監。以下同じ。)」を削る。

別表第1号1本庁の項の表中

戦略調整監所属 秘書広報課	戦略 秘広
------------------	----------

を

秘書広報課	秘広
-------	----

に、

総 合 政 策 局	政策企画課 市町村課 地域・交通政策課 情報企画課 統計企画課	政企 市町村 地交 情企 統企
-----------------------	---	-----------------------------

を

企 画 振 興 部	企画調整課 市町村課 交通政策課 情報企画課 統計企画課	企調 市町村 交政 情企 統企
-----------------------	--	-----------------------------

に、「食品安全対策課」を「食品安全衛生課」に、

観 光 交 流 局	を	観 光 経 済 交 流 局
-----------------------	---	---------------------------------

に、

農業経営課	農経
-------	----

を

「 県産米ブランド推進課	県産米	」に、
「 エコ農業推進課	エコ農	」を
「 環境農業推進課	環農	」に、
「 道路課	道	」を
「 道路課 高速道路整備推進課	道 高速	」に改め、同表2出先機関の項の表中
「 山形県立庄内職業能力開発センター	庄能セ	」を
「 山形県立庄内職業能力開発センター 山形県内陸食肉衛生検査所 山形県内陸食肉衛生検査所置賜支所 山形県庄内食肉衛生検査所	庄能セ 内食 内食置 庄食	」に、
「 山形県精神保健福祉センター 山形県内陸食肉衛生検査所 山形県内陸食肉衛生検査所置賜支所 山形県庄内食肉衛生検査所	精保 内食 内食置 庄食	」を
「 山形県精神保健福祉センター	精保	」に、
「 山形県山形空港事務所	空	」を
「 山形県山形空港事務所 山形県港湾事務所	空 港湾	」に、
「 建築課 港湾事務所	庄総建 庄総港湾	」を
「 建築課	庄総建	」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

合同訓令

- 山形県訓令第9号
- 山形県議会訓令第2号
- 山形県選挙管理委員会訓令第1号
- 山形県人事委員会訓令第1号
- 山形県監査委員訓令第2号
- 山形県労働委員会訓令第2号
- 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
- 山形県内水面漁場管理委員会訓令第1号

本 庁
出 先 機 関
議 会 事 務 局
各 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年4月1日

山 形 県 知 事	吉 村 美 栄 子
山 形 県 議 会 議 長	佐 貝 全 健
山形県選挙管理委員会委員長	熊 谷 誠
山形県人事委員会委員長	安 孫 子 俊 彦
山形県代表監査委員	小 山 壽 夫
山形県労働委員会会長	立 松 潔
山形海区漁業調整委員会会長	齋 藤 辰 男
山形県内水面漁場管理委員会会長	伊 藤 健 雄

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県職員安全衛生管理規程 昭和49年4月 県訓令第13号
 県議会訓令第1号
 県選挙管理委員会訓令第18号
 県人事委員会訓令第1号
 県監査委員訓令第2号
 県地方労働委員会訓令第1号
 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
 県内水面漁場管理委員会訓令第1号

の一部を次のように改正す

る。

第2条第4号中「(戦略調整監所属を含む。以下同じ。)」を削る。

第17条第1項第2号中「福祉相談センター」を「内陸食肉衛生検査所、福祉相談センター」に改め、「内陸食肉衛生検査所」を削る。

別表第1庄内総合支庁の項中

産業経済部家畜保健衛生課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職
建設部港湾事務所	所長	所長	所属長の次席の職	所属長の次席の職

を

産業経済部家畜保健衛生課	課長	課長	所属長の次席の職	所属長の次席の職
--------------	----	----	----------	----------

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第287号

平成13年5月県告示第362号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。
平成23年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

保育士試験	科目別得点	合格発表の日 から1月間	子育て推進部子育て支援課
-------	-------	-----------------	--------------

を

クリーニング師試験	学科試験及び実地試験の総合得点	合格発表の日 から1月間	生活環境部危機管理・くらし安心局 食品安全衛生課
調理師試験	総合得点及び科目別得点	同	同
保育士試験	科目別得点	同	子育て推進部子育て支援課
准看護師試験	総合得点	同	健康福祉部地域医療対策課

に、

クリーニング師試験	学科試験及び実地試験の総合得点	同	健康福祉部保健薬務課
准看護師試験	総合得点	同	同
調理師試験	総合得点及び科目別得点	同	同
山形県登録販売者試験	同	同	同

を

山形県登録販売者試験	総合得点及び科目別得点	同	健康福祉部保健薬務課
------------	-------------	---	------------

に改める。

平成23年4月1日印刷
平成23年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056